

組み込みソフトウェア 補足条項

本組み込みソフトウェア補足条項(以下「**組み込み条項**」という。)は、EMB-IES 又は EMB-EPS としてオーダーに特定された製品(以下「**組み込みソフトウェア製品**」という。)のみに関するお客様と SISW の間のエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本組み込み条項は、EULA 及びその他の適用される補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成します。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本組み込み条項に適用されます。
 - (a) 「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人及び請負業者で、お客様の業務支援のために組み込みソフトウェア製品へのアクセスを必要とする者を意味します。EMB-IES としてオーダーフォームに特定された製品については、お客様の敷地で作業を行うか、又はお客様のワイドエリアネットワークへの接続を通じて Territory 内の任意の場所から組み込みソフトウェアにアクセスするコンサルタント、代理人及び請負業者のみが含まれます。
 - (b) 「**使用許諾範囲**」とは、ハードウェア(ECU、プロセッサなどを含む)、プラットフォーム、ソフトウェア、製品制限、ユーザー制限などの、オーダーに記載された組み込みソフトウェアに対する特定のライセンス制限変数を意味します。
 - (c) 「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員、及び権限を有する代理人を意味します。
 - (d) 「**ブランド**」とは、1社の自動車会社による自動車製品ラインを意味します。これはオーダーに明示的に特定されるように、「製造元」とも呼ばれます。
 - (e) 「**顧客製品**」とは、(i) EMB-EPS 製品の場合は、オーダーに特定され、お客様又はお客様の代理としての権限を有する代理人が開発及び/又は製造する製品、又は(ii) EMB-IES 製品の場合は、可動機械又はそのコンポーネントを意味します。高度に危険なユースケース(航空宇宙、原子力、化学及び/又は生物反応器、石油化学、軍用を含む)はこれらの製品から除外されますが、軍用海上輸送艦艇は含まれます。
 - (f) 「**Electronic Control Unit**」又は「**ECU**」とは、オーダーに明示的に特定されるように、特定の定義済みのマイクロコントローラーを搭載し、コネクタが装備されたハウジング内にパッケージされ、機能性を備えた特定の論理プリント回路基板を意味します。
 - (g) 「**組み込みソフトウェア**」とは、デバイス上で設計したとおりに組み込まれ、実行されることが想定されるアプリケーション、オペレーティングシステム、ファームウェア、ドライバーコンポーネントで構成される組み込みソフトウェア製品を意味します。
 - (h) 「**実行コード**」とは、メモリにロードし、プロセッサにより実行することができる機械可読フォーマットに変換されるコンパイル済みプログラムを意味します。
 - (i) 「**リンク可能なオブジェクトコード**」とは、コンピューターによるソースコードの機械可読フォーマットへの変換、処理又はコンパイルから生じるリンク可能なコードを意味します。
 - (j) 「**合法的ユーザー**」とは、(i)顧客製品を合法的に入手し、(ii)顧客製品を使用するために合理的に必要な範囲に厳密に限定し、且つ適用される著作権法に従って、顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアを使用する顧客製品のユーザーを意味します。
 - (k) 「**プラットフォーム**」とは、オーダーに明示的に特定されるように、複数の車のモデル、ブランド又は自動車会社にわたり共有される共通の基盤又は設計環境を意味します。
 - (l) 「**プロセッサ**」とは、組み込みソフトウェアと一緒に使用され、顧客製品に実装される特定のマイクロプロセッサを意味します。
 - (m) 「**Site**」、「**認可場所**」又は「**開発場所**」とは、正規ユーザーによる組み込みソフトウェア製品の使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。正規ユーザーの正式且つ通常の勤務地が使用を許諾された Site であることを条件として、当該ユーザーによるその Site 以外の場所からの組み込みソフトウェアの随時の使用(当該ユーザーの居住地、空港、ホテルなどからの使用など)は、Site における Site の制限に準拠した使用とみなされます。
 - (n) 「**Territory**」とは、お客様が組み込みソフトウェア製品をインストール及び使用するライセンスが付与されている、オーダーに指定された Site 又は地域を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、Territory は、お客様が主たる事業所を有する国とします。

- (o) 「ツールソフトウェア」とは、ソフトウェア開発者が組み込みソフトウェアを作成、開発、コンパイル、デバッグ、アセンブル、リンク又はその他の方法で保守するために使用し、本質的に組み込みソフトウェアの一部になる必要のないコンピュータープログラム(ソフトウェアのソースコードジェネレーター、メイクファイル、構成ファイル、ビルドファイル又はサンプルコードなど)を意味します。
2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンスと使用タイプは、個々の組み込みソフトウェア製品に関して提供されます。オーダーに記載された、一定の製品に関する追加ライセンス及び使用のタイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、Territory で正規ユーザーのみが使用することができます。
- 2.1. 「Floating」ライセンスとは、ツールソフトウェアへのアクセスが、常に、オーダーに記載された正規ユーザーの最大数に制限されることを意味します。
- 2.2. 「Node-Locked」ライセンスとは、ツールソフトウェアの使用が、お客様の指定する単一のワークステーションに制限されることを意味し、この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれることがあります。かかるハードウェアのロック装置又は dongle は移動可能です。これは、新しいライセンスファイルを発行しなくても、これらを Territory 内の別のワークステーションに自由に移動できることを意味します。
- 2.3. 「Per Product」ライセンスとは、組み込みソフトウェア製品の使用が、指定された使用許諾範囲に従って組み込みソフトウェアをインストールすることが許可されている顧客製品に制限されることを意味します。
- 2.4. 「Development」ライセンスとは、以下を意味します。
- i. EMB-IES としてオーダーに特定された組み込みソフトウェア製品の場合: 使用許諾範囲に基づきハードウェアシステムにインストールするために、且つ組み込みソフトウェアのソースコードをリンク可能なオブジェクトコード及び/又は実行コードに構成、コンパイル及びアセンブルして、それを可動機械若しくはそのテストバージョンに統合することなく、又は商用配布することなく、ソフトウェアの試験を実施するというお客様の内部目的のために、組み込みソフトウェアのリンク可能なオブジェクトコードを組み込む非独占的、譲渡不能の権利。
 - ii. EMB-EPS としてオーダーに特定された組み込みソフトウェア製品の場合: それぞれの使用許諾範囲の制限に従って、特に正規ユーザーによる組み込みソフトウェアの構成、デバッグ、コンパイル、アセンブル、リンク、及び実行コード形式による顧客製品への組み込みを実行するために、組み込みソフトウェアを使用、試験、立証、変更及び複製する非独占的、譲渡不能の権利。
- 2.5. 「Production」ライセンスとは、以下を意味します。
- i. EMB-IES としてオーダーに特定された組み込みソフトウェア製品の場合: 使用許諾範囲に基づきハードウェアシステムにインストールするために、且つ組み込みソフトウェアのソースコードをリンク可能なオブジェクトコード及び/又は実行コードに構成、コンパイル及びアセンブルして、それを顧客製品に統合し、顧客製品又はそのテストバージョンとともに世界的に配布する目的で、組み込みソフトウェアのリンク可能なオブジェクトコードを組み込む非独占的、譲渡不能の権利。
 - ii. EMB-EPS としてオーダーに特定された組み込みソフトウェア製品の場合: 第 2ii 条を完全に遵守することを条件として、組み込みソフトウェアの実行コードが組み込まれた顧客製品を世界的に配布する非独占的、譲渡不能の権利。
- 2.6. 「Perpetual」ライセンスとは、無期限に延長される、組み込みソフトウェア製品を使用するライセンスを意味します。オーダーに別段に規定されている場合を除き、Perpetual ライセンスには保守サービスは含まれません。
- 2.7. 「Subscription」とは、オーダーに特定する期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。Subscription 期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。

3. その他の規定

- 3.1. **デフォルトのライセンス付与** Floating ライセンス又は Node-Locked ライセンスに基づきライセンスが付与されている場合を除き、SISW はお客様に対し、オーダーに指定する期間に、お客様の社内業務目的に限り、ツールソフトウェアの実行可能バージョンを正規ユーザーに使用又はインストールさせる非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。組み込みソフトウェアに対して付与されるすべてのライセンスは、オーダーで Production ライセンスであることが明示的に指定されない限り、Development ライセンスとなります。
- 3.2. **サブライセンスの付与及び解除** それぞれの Production ライセンスのライセンス制限に従って、お客様は以下を行うための非独占的、譲渡不能、サブライセンス可能(さらなるサブライセンス付与の権利を含む)、及び永久的な権利を有します。

- i. 顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアの実行可能バージョンを顧客製品の合法的ユーザーに配布する。
- ii. 顧客製品を使用するために合理的に必要な範囲に厳密に限定して、顧客製品に組み込まれた組み込みソフトウェアの実行可能バージョンを合法的ユーザーに使用させる。

満了又は SISW による解除は、SISW による解除又は満了前に合法的ユーザーに付与されたサブライセンスに影響を与えないものとします。

- 3.3. **ソースコード** 組み込みソフトウェア又はその一部がソースコード形式で提供される場合、お客様はそのソースコードのみを使用して、ソフトウェアのエラーの修正及び/又は機能強化、合意済みのコンパイラ仕様に従ったコンパイル、又は使用許諾範囲に基づく組み込みソフトウェアの修正を行うものとします。SISW のサポート及び保証の義務と責任は、修正されておらず、SISW から提供されたままの状態の組み込みソフトウェアのみに適用されます。
- 3.4. **お客様のレポート** 本契約に定める監査権に加えて、お客様は常に、現在組み込みソフトウェア製品を使用しているすべての法人(請負業者を含む)の身元と場所、お客様が配布するユニット数、又は組み込みソフトウェアを使用している顧客製品、プロセッサ、ECU、ブランド若しくはプラットフォームに関する詳細を特定する記録を保持するものとします。お客様は SISW が要求する情報を、その要求日から 30 暦日以内に提供するものとします。

4. ポーティングサービス

「Port」又は「Porting Service」としてオーダーに特定された標準的なポーティングサービスでは、オーダーの付録に指定するハードウェア構成で機能するように、組み込みソフトウェア製品のカスタマイズを必要とします。SISW が受諾するかかるポーティングサービスに対するオーダーでは、新規のハードウェア構成にポーティングされる組み込みソフトウェア製品の使用許諾範囲が自動的に変更されます。